

おむすび

第3回 相続について知っていますか？

相続には、一定のルールがあります～その3

では、次のケースはどうでしょうか。

〈ケース3〉

私（A）には、妻（B）と子ども（C）がいます。父も母も元気に生活をしていて、弟（D）がいます。

しかし、子どもCは体が弱く、将来がちょっと心配です。そんな私のことを心配したDは、養子をとることを勧めてきました。

養子をもらうということは、普通あまり考えられないかもしれませんが。しかし、子どものいない夫婦にとって、養子をとるのは家を自分の代で途切れさせないための工夫です。

では、この養子は相続人になるのでしょうか？

この養子と私は血のつながりがないですね。ということは、相続人にならないということになりそうです。しかし、この養子も相続になるのです。養子は、縁組の日から、養親の嫡出子としての身分を取得するのです。もちろん、養子縁組の届けは出して下さい。

ちょっと前は、この養子の制度を、けっこうな頻度で相続税対策に使いました。実は、相続税は、相続人が増えると、支払う税金が減るのです。今は、昔のように際限なくこの制度を使うことはできませんが、今でも有効な相続税対策の一つとして使われます。

養子も相続人になる

養子は、養子縁組をしている必要があります。養子縁組は、「今日からお前

は俺の子どもだからな。」と言い合うだけではだめです。役所に養子縁組届を出さなければいけません。気をつけなければいけないのは、夫に連れ子がいる場合です。

相続人といっても、場合によって少しずつ違います。一番困るのは、家族の誰も知らない子どもが出てきて、相続人となることです。いわゆる隠し子です。

そのため、相続がスタートしたら、まずすることは相続人の確定です。相続人は、今自分の頭に浮かんでいる人しかしないなどと考えてはだめです。

では、どうやって確定したらよいのでしょうか。

被相続人の戸籍を出生までたどっていくのです。これは、市役所などに行って、戸籍を請求すれば調べることができます。

うちの人に限って…と思うのが普通でしょう。隠し子がないかどうかなんて調べる必要がないからいいわとはいかないのです。銀行の口座は、被相続人が死亡したことを知ると、口座を凍結します。この口座凍結の解除には、戸籍謄本の提出が求められますので、取得が必要になります。

ただ、この戸籍の調査ですが、本籍地がずっと変わっていない人ならば、あっという間に終わる（自分の本籍地の市役所などに行って、戸籍を取得すればそれで終わりです。）のですが、結婚・引っ越しなどで本籍地を移動したり、ふるさとのままになっていたりと明らかに移動している事が明らかな場合が結構あります。この場合は、出生まで戸籍をたどっていくのが難しい事が結構あります。多くの方々は、数日お仕事を休まないで、こうした調査ができないのが現状です。また、相続のために必要な書類は、戸籍だけではありません。ですから、こうした調査は、行政書士などの専門家に依頼する方が効率的だと思います。分からない事も相談にのってもらえるのもメリットです。

☆多くの場合、遺言を作成することで、トラブルを避けることができます。自分の死んだ後のことを想像してみましょう。

ニュースレター「おむすび3号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、車庫証明申請、パスポート申請代行、役所への許認可申請など、みなさまの力になります

住所：(〒500-8244) 岐阜市細畑塚浦65-5グリーンパーク細畑102号

電話/FAX：058-247-0255

E-mail：info@sg-office.biz